

財務省告示第七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百八十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 七十六条第一項、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行（以下「非とするものによる発行（以下「非

五

方募

入
決
定
の

入
札
格
競
争

各
申
込
み
の
う
ち
応
募
額
を
順
次
割
り

も
の
か
ら
そ
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

各
申
込
み
の
応
募
額
を
案
分
に
よ
り

八 口

六

イ

発

入
札
格
競
争

行
争
額

行
争
額

行
争
額

行
争
額

行
争
額

行
争
額

行
争
額

行
争
額

競争入札発行」という。及び
格競争入札発行」という。及
札であつて、財務大臣が各
市場を定めるものによる。第
下、国債市場特別参加者（以
非価格競争入札発行」という。）

円額で一兆七千三百七十億
うに基づき、第四十一条の規
定に基づき、第三十、二十九
つ、十億、八億、三億、九
八、十、五、三、十、六、十
別、計、關、する法律第四十
第一、項、の、規、定、に、基
づき、第四十六、十、六、十
利、付、の、規、定、に、基
づき、第四十六、十、六、十
で、四、千、億、九、千、六、十
円、同、法、第、四、十、七、条、の、規、定、に、基

の振替又は記録は、最低額面金の	九 八		七										八 口													
	振 額	最	行 争	非 者	特 別	国 債	札 発	非 競	入 札	価 格	払 込	行 争	非 者	特 別	国 債	札 発	非 競									
	替	額	入 札	・ 第	参 加	市 場	入 行	札 発	競 争	金 額	入 札	・ 第	参 加	市 場	入 行	札 発	競 争									
	単 位	面 金	発 競	競			入 行	入 行	争	額	発 競	競			入 行	入 行	争									
	五	万			万	千	四	六	八	一	百	国	条	特	六	国	条	特	百	面	行	十	千	は	づ	
	万	円			円	百	十	十	万	兆	五	債	の	別	億	債	の	別	四	金	し	六	九	、	ぎ	
	円				六	億	八	千	四	千	十	八	つ	定	計	千	つ	定	計	万	で	利	第	七	面	行
					十	三	千	三	百	二	億	、	基	に	に	万	て	基	に	円	二	付	一	十	金	した
					億	二	百	六	十	八	、	額	き	る	円	、	額	き	る	四	千	国	項	万	額	した
					千	九	十	四	億	十	面	き	る	法	、	面	き	る	法	百	に	規	の	円	で	利
					九	百	七	十	四	億	金	行	律	第	、	金	行	律	第	九	つ	に	規	、	六	付
					七	十	二	千	四	千	額	し	第	四	、	額	し	第	十	十	い	に	法	、	千	国
					十	二	十	千	二	十	で	た	十	七	、	六	十	七	、	十	億	は	、	七	億	、
					二	十	二	千	十	、	千	付	七	、	十	付	七	、	七	千	額	発	七	八	て	て

十 十
三 二
口 イ 一
発

の 経 利 発 競 加 場 び 札 非 入 価 発
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行
込 利 入 入 者 別 債 行 争 格 行 行
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

額の整数倍の金額によるものとす。平成二十年二月二十日

平 成 二 十 年 二 月 二 十 日

額 上 面 金 額 百 円 三 十 銭
以 上 の 所 在 額 百 円 三 十 銭
額 百 円 三 十 銭
額 百 円 三 十 銭
額 百 円 三 十 銭

(一) 年一・五パーセント

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加の算式により規定する日額を第二号の規定する日に払い込み

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 62}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に、その利息に係る所得税が源泉徴収されるもの

るものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

のついては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額

へただし、当該国債を発行時

において取得する者が非居住

十四 初期利子

者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。
平成二十年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十九年十二月二十日

十七 償還金額

日本銀行額面金額百円につき百円

十八 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十年二月二十日